

「普通預金（付利型）規定」等の改定のお知らせ

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

野村信託銀行株式会社は、2026年4月27日付で、以下の規定について改定いたします。

1. 改定理由

お客様が、口座管理法に基づき、個人番号（マイナンバー）の利用による預貯金口座の管理を当社にお申し出になる際にアクセスいただく当社ホームページのサイトにかかる表記を修正するものです。

2. 改定内容

以下の新旧対照表の通りです。

普通預金（付利型）規定 新旧対照表

2026年4月27日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>14.（譲渡、質入の禁止） この預金は、譲渡または質入することはできません。</p> <p>14の2.（口座管理法に基づく申出） （1）お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（この規定において「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金</p>	<p>14.（譲渡、質入の禁止） この預金は、譲渡または質入することはできません。</p> <p>14の2.（口座管理法に基づく申出） （1）お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（この規定において「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金</p>

<p>口座の管理（以下「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの「マイナンバー制度について」 （https://www.nomura-trust.co.jp/mynumber.html）の「5. 当社への預貯金口座付番・公金受取口座の登録のお申出・相続時の口座照会の方法」からアクセスできる「申込書のご請求」サイトより所要の申込書をご請求ください。</p> <p>①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: right;">(2026年4月27日現在)</p>	<p>口座の管理（以下「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの専用サイト （https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php）から所要の申込書をご請求ください。</p> <p>①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: right;">(2026年1月5日現在)</p>
--	--

普通預金（非付利型）規定 新旧対照表

2026年4月27日改定

（下線部変更）

新	旧
<p>1 1.（譲渡、質入の禁止） この預金は、譲渡または質入することはできません。</p> <p>1 1 の 2.（口座管理法に基づく申出） お客様（個人に限ります。）は、「預貯金</p>	<p>1 1.（譲渡、質入の禁止） この預金は、譲渡または質入することはできません。</p> <p>1 1 の 2.（口座管理法に基づく申出） (1) お客様（個人に限ります。）は、</p>

<p>者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（この規定において「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの「<u>マイナンバー制度について</u>」（https://www.nomura-trust.co.jp/mynumber.html）の「<u>5. 当社への預貯金口座付番・公金受取口座の登録のお申出・相続時の口座照会の方法</u>」からアクセスできる「<u>申込書のご請求</u>」サイトより所要の申込書をご請求ください。</p> <p>①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">(2026年4月27日現在)</p>	<p>「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（この規定において「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの<u>専用サイト</u>（https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php）から所要の申込書をご請求ください。</p> <p>①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">(2026年1月5日現在)</p>
--	--

定期預金規定（期日型） 新旧対照表

2026年4月27日改定

（下線部変更）

新	旧
<p>1 1.（譲渡、質入れの禁止）</p> <p>(1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>(2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。</p> <p>1 1 の 2.（口座管理法に基づく申出）</p> <p>(1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（この規定において「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの「<u>マイナンバー制度について</u>」(https://www.nomura-trust.co.jp/mynumber.html)の「5. 当社への預貯金口座付番・公金受取口座の登録のお申出・相続時の口座照会の方法」からアクセスできる「<u>申込書のご請求</u>」サイトより所要の申込書をご請求ください。</p> <p>①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p>	<p>1 1.（譲渡、質入れの禁止）</p> <p>(1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>(2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。</p> <p>1 1 の 2.（口座管理法に基づく申出）</p> <p>(1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（この規定において「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの<u>専用サイト</u> (https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php) から所要の申込書をご請求ください。</p> <p>①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p>

<p>②お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: right;">(2026年4月27日現在)</p>	<p>②お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: right;">(2026年1月5日現在)</p>
---	--

外貨普通預金規定 新旧対照表

2026年4月27日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>1 1. (譲渡、質入の禁止) この預金は、当社の承諾なしに譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>1 1 の 2. (口座管理法に基づく申出) (1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（この規定において「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの「<u>マイナンバー制度について</u>」(https://www.nomura-trust.co.jp/mynumber.html)の「5. 当</p>	<p>1 1. (譲渡、質入の禁止) この預金は、譲渡または質入することはできません。</p> <p>1 1 の 2. (口座管理法に基づく申出) (1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（この規定において「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの<u>専用サイト</u> (https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php) から所要の</p>

<p><u>社への預貯金口座付番・公金受取口座の登録のお申出・相続時の口座照会の方法</u>からアクセスできる「<u>申込書のご請求</u>」サイトより<u>所要の申込書</u>をご請求ください。</p> <p>①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>(2026年4月27日現在)</u></p>	<p>申込書をご請求ください。</p> <p>①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>(2026年1月5日現在)</u></p>
---	---

外貨定期預金規定 新旧対照表

2026年4月27日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>13. (譲渡、質入の禁止)</p> <p>(1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>(2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。</p> <p>13の2. (口座管理法に基づく申出)</p> <p>(1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」</p>	<p>13. (譲渡、質入の禁止)</p> <p>(1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>(2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。</p> <p>13の2. (口座管理法に基づく申出)</p> <p>(1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」</p>

(この規定において「口座管理法」といいます。) 第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)の利用による預貯金口座の管理(以下「預貯金口座付番」といいます。)を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの「マイナンバー制度について」

[_\(<https://www.nomura-trust.co.jp/mynumber.html>\)](https://www.nomura-trust.co.jp/mynumber.html)の「5. 当社への預貯金口座付番・公金受取口座の登録のお申出・相続時の口座照会の方法」からアクセスできる「申込書のご請求」サイトより所要の申込書をご請求ください。

①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

(2026年4月27日現在)

(この規定において「口座管理法」といいます。) 第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)の利用による預貯金口座の管理(以下「預貯金口座付番」といいます。)を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの専用サイト

[_\(<https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php>\)](https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php)から所要の申込書をご請求ください。

①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。

② お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

(2026年1月5日現在)

自動継続外貨定期預金規定（銀行代理店用） 新旧対照表

2026年4月27日改定

（下線部変更）

新	旧
<p>13. 米国税務当局への情報提供に係る同意 省略</p> <p>13-2. 口座管理法に基づく申出</p> <p>（1）お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（本約款において、「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下、「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの「<u>マイナンバー制度について</u>」（https://www.nomura-trust.co.jp/mynumber.html）の「5. 当社への預貯金口座付番・公金受取口座の登録のお申出・相続時の口座照会の方法」からアクセスできる「<u>申込書のご請求</u>」サイトより<u>所要の申込書</u>をご請求ください。</p> <p>①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>②お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規</p>	<p>13. 米国税務当局への情報提供に係る同意 省略</p> <p>13-2. 口座管理法に基づく申出</p> <p>（1）お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（本約款において、「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下、「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの<u>専用サイト</u>（https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php）から<u>所要の申込書</u>をご請求ください。</p> <p>①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>②お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規</p>

定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。	定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。
(2) 省略	(2) 省略

通貨オプション付定期預金規定（銀行代理店用） 新旧対照表

2026年4月27日改定

(下線部変更)

新	旧
<p>13. 手数料等 省略</p> <p>13-2. 口座管理法に基づく申出 (1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（本約款において、「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下、「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの「<u>マイナンバー制度について</u>」(https://www.nomura-trust.co.jp/mynumber.html)の「5. 当社への預貯金口座付番・公金受取口座の登録のお申出・相続時の口座照会の方法」からアクセスできる「<u>申込書のご請求</u>」サイトより<u>所要の申込書</u>をご請求ください。</p>	<p>13. 手数料等 省略</p> <p>13-2. 口座管理法に基づく申出 (1) お客様（個人に限ります。）は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（本約款において、「口座管理法」といいます。）第3条に基づき、以下の点を承諾したうえで、個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項に規定する個人番号をいいます。）の利用による預貯金口座の管理（以下、「預貯金口座付番」といいます。）を申し出ることができます。この申し出を希望するお客様は、当社ホームページの<u>専用</u> サイト (https://upload.homebanking.nomura-trust.co.jp/apply/form.php) から<u>所要の申込書</u>をご請求ください。</p>

<p>①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>②お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>①災害時または相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様またはその相続人がお客様の預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。</p> <p>②お客様の個人番号は、「所得税法」の規定による支払に関する調書の提出、「生活保護法」の規定による報告、「預金保険法」の規定による資料の提出その他の法令の規定に基づく手続においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。</p> <p>(2) 省略</p>
--	--

以 上